

被扶養者資格についてのご注意



大平洋金属健康保険組合

被扶養者の資格はずっと続くものではありません。
パートの収入が増えたり、別居するなどの生活の変化により、
認定基準を満たさなくなることがあるので注意して下さい。

資格喪失事由に該当し、届出が遅くなると、「喪失事由が発生した日」までさかのぼるため、喪失日以降に病院でかかった医療費を返金していただくこととなります。

【こんな時は資格喪失となります！！】

- ①就職して、他の健康保険に加入した時
- ②年収が130万円（60歳以上または障害者の場合は180万円）以上となった時

※月額108,334円（60歳以上または障害者の場合は15万円）以上の収入が継続した時点で、被扶養者資格は喪失です。

- ③日額3,612円（60歳以上または障害者の場合は5千円）以上の雇用保険失業給付を受給開始した時

- ④別居となり、条件を満たさなくなった時

※被扶養者の収入が仕送額より多い場合、被扶養者資格は喪失です。

【収入について確認が必要です！！】

収入とは、「給与」「年金」「自営業による所得」などの名称に係わらず、継続して発生するものであり、全てを合算した金額です。

☆「月収」が継続して、108,334円（60歳以上または障害者の場合は15万円）以上になっていませんか？

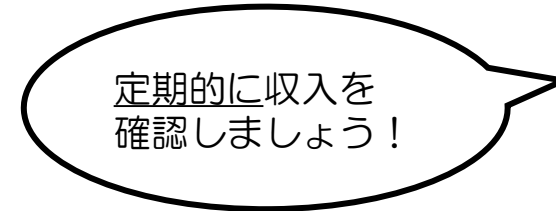
→給与明細や年金振込通知書などをご確認下さい。

☆「年収」が130万円（60歳以上または障害者の場合は180万円）以上になっていませんか？

→源泉徴収票や確定申告書などをご確認下さい。



該当する場合は速やかに
届出しましょう！



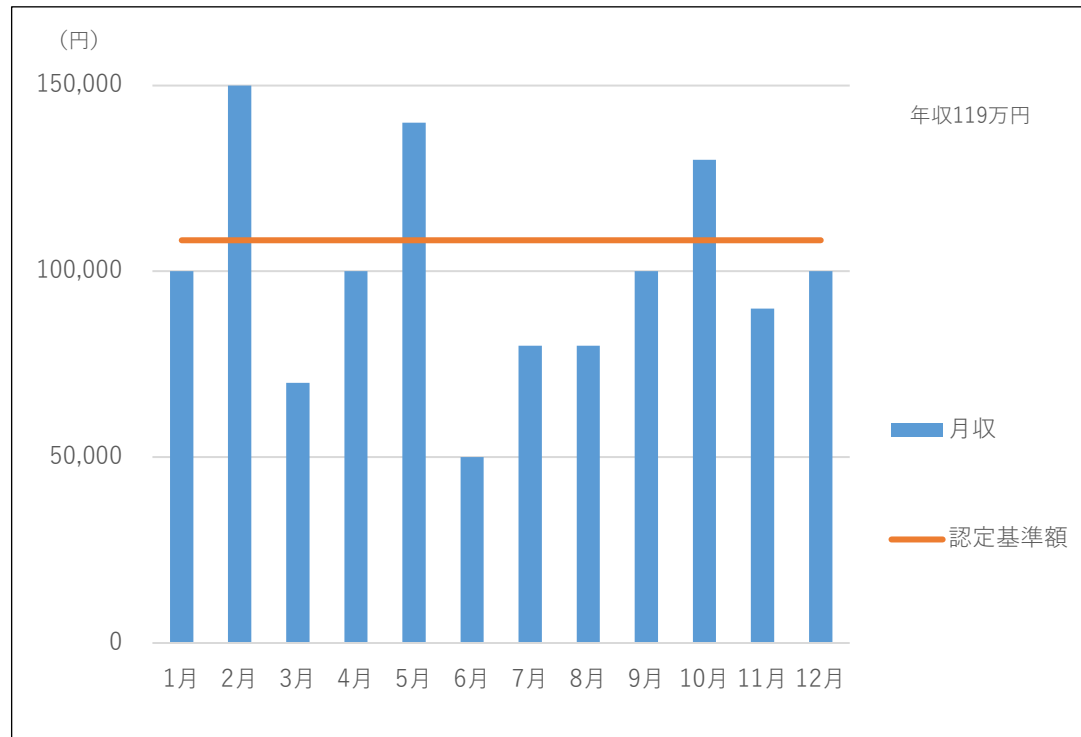
定期的に収入を
確認しましょう！

収入状況による主な例

※認定基準額は年収130万円（月収108,334円）未満です。
（60歳以上または障害者の場合は年収180万円（月収15万円）未満です。）

【認定となる場合】

認定基準額の「月収」を超える月は継続していませんし、認定基準内の「年収」となるため、被扶養者資格は認定となります。



【資格喪失となる場合】

6月以降、継続して認定基準額となる「月収」を超えているため、被扶養者資格は喪失となります。
この場合、資格喪失月は6月です。

